

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

日本国憲法が施行されて76年目の憲法記念日です。

世界では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に終わりが見えず、我が国の周辺では、北朝鮮からのミサイル発射実験が繰り返されている情勢の中、昨年12月、岸田内閣は、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、相手国の領域内にあるミサイル発射手段等を攻撃する「反撃能力」を保有することを決めました。この反撃能力保有について、今の国際情勢ではやむを得ないと考える方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、日本国憲法は、徹底した恒久平和主義を掲げ、9条2項で「戦力」の保持を禁止しています。この憲法のもと、政府は、自衛のための実力行使は、専守防衛であり、他国から武力行使があった場合に、これを排除するため他の手段がない場合の必要最小限度の実力の行使のみに限られるとの見解を示してきました。

そうすると、他国の領域に対する武力行使は許されず、そのための攻撃的兵器の保有も許されないはずです。

他国の領域において武力の行使をすることは、「攻撃」であって、当然武力の応酬、戦争は避けられず、また武力を保有することで、他国へ軍事的脅威を与え軍拡競争へとつながる恐れがあります。

「必要最小限度である」という文字が残るだけでは、憲法9条2項の意味が形骸化されてしまいます。専守防衛という原則を揺るがすことになりかねない政策を、憲法改正の手続きをとることなく閣議決定で進めて行くことは、立憲主義に反します。それに、安倍内閣が憲法改正でなく解釈で閣議決定した集団的自衛権行使と岸田内閣が閣議決定した敵基地反撃能力が結びつくと、我が国以外の国・地域のために反撃することが可能になりかねず、我が国は積極的に戦争に加担し戦禍の拡大に協力させられてしまう恐れがあります。

憲法記念日において、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を否認することで、国民の平和的生存権を維持することとした日本国憲法の意味をみなで確認し合い、基本的な

権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士によって組織される当会はなおいっそうの使命を果たすことを強く決意します。

2023（令和5）年5月2日

佐賀県弁護士会 会長 櫻田 康 則